

越谷市本庁舎整備審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本庁舎の整備に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、越谷市本庁舎整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 公共的団体等が推薦する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とする。ただし、前条第2項第2号に規定する者で当該職により委員に任命されたものが当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができ

ない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部総務管理課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

本庁舎整備審議会	委員	日額	5,500円	2,500円
----------	----	----	--------	--------